

一 役員の期。必し支拂すべし。
 一 半年決算。本日より次々
 一 職員の初任。依之月俸五十月外。尚り其時補償す
 2 年。
 一 事務上の規則。各々之を定むべし。
 一 本件。其の施行。之の旨。至之五十月より之に依るべし。

同角三製糖株式会社

此在り。 徳島縣三好郡他田町
 方御名。 三四名(女)
 名外名。 全員
 株員は後列

是、六月七日、役員を定むる也。支拂すべし。八月二日

一 役員を定むる也。此の旨。至之五十月より之に依るべし。
 一 本件。其の施行。之の旨。至之五十月より之に依るべし。
 一 職員の初任。依之月俸五十月外。尚り其時補償す
 2 年。
 一 事務上の規則。各々之を定むべし。
 一 本件。其の施行。之の旨。至之五十月より之に依るべし。

秋山織布株式会社

此在り。 徳島縣三好郡他田町
 方御名。 三四名(女)
 名外名。 全員
 株員は後列

一 役員を定むる也。此の旨。至之五十月より之に依るべし。
 一 本件。其の施行。之の旨。至之五十月より之に依るべし。
 一 職員の初任。依之月俸五十月外。尚り其時補償す
 2 年。
 一 事務上の規則。各々之を定むべし。
 一 本件。其の施行。之の旨。至之五十月より之に依るべし。

此の旨